

## 合衆国商品先物取引委員会、エメラルド・ワールドワイド持株会社と庄健による外貨（Forex）詐欺を和解

### エメラルド・ワールドワイド持株会社、1,200万ドルの損害賠償および民事罰則金の支払い命令を受ける

ワシントン D.C. – 合衆国商品先物取引委員会（CFTC）は、合衆国地方裁判所カリフォルニア中央地区の A.ハワード・マッツ裁判官が 2006 年 11 月 30 日、カリフォルニア州インダストリー市所在エメラルド・ワールドワイド持株会社（「エメラルド」）および日本在住庄健（「庄」）に対する CFTC による訴訟を和解する同意審決を発行したと本日発表した。この同意審決は、2004 年 5 月 10 日に CFTC により提訴された修正第 1 条告訴に由来している。告訴状によると、被告であるエメラルドと庄並びに共同被告であるカリフォルニア州ローランド・ハイツ在住魯浩然（「魯」）および日本所在シティートラスト・アンド・インベストメント社（「シティートラスト」）は、日本および中国の顧客に対し、合衆国内の非合法取引所外外貨先物契約に 500 万ドル以上を投資するよう不正勧誘した（CFTC ニュースリリース 4929-04、2004 年 5 月 21 日を参照）。CFTC の訴状によると、シティートラストの社員により流布されたエメラルドの販促資料内に、エメラルドの登録状況および CFTC に合法的に登録された団体との提携に関する虚偽の陳述が含まれていた。さらにエメラルドと CTI は、顧客の資金を約束通り取引せずに、合衆国、日本、中国および香港に所在するエメラルド、シティートラストその他の名義の複数の銀行口座にその資金を入金した。

訴状は、小売客に対して行った合衆国内非合法取引所外外貨先物契約取引資金の合衆国銀行口座への入金に関する不正勧誘を通して、エメラルドとシティートラストは商品取引法（「CEA」）および CFTC 規則における不正を禁じる条項その他に違反したと非難した。さらに、エメラルド、シティートラスト、庄および魯は、エメラルドおよび救済被告の合衆国銀行口座に入金された顧客の投資資金を横領することにより CEA および CFTC 規則に違反したと非難した。2005 年 4 月 19 日、シティートラストに対して欠席判決が申し渡された（CFTC ニュースリリース 5072-05、2005 年 4 月 27 日を参照）。

同意審決は、訴状のすべての訴因に対して責任を負うとした 2005 年 7 月 5 日に申し渡された略式判決に従いエメラルドおよび庄に対する救済を提供する。同意審決は、エメラルドおよび庄が商品に関連する活動その他を行うことを恒久的に禁じる。これには商品取引および商品先物およびオプションへの投資に対する顧客勧誘が含まれるがこれに限定されない。審決は、エメラルドに対して損害賠償金 3,433,722.61 ドルおよび民事罰則金 900 万ドルの支払いを要求する。庄は、連帯責任として損害賠償金 2,264,879.94 ドル、また個別責任として民事罰則金 250,000 ドルを負う。最後に、審決は、すべての商品関連活動を恒久的に禁止する。

## 救済被告、不正利得を返却するよう命令を受ける

2006年11月29日、地方裁判所は、救済被告であるリンウッド・ジェン、エスター・プラノロおよびACEキャピタル・アドバイザー・グループ社に対して不正利得の返却に関する同意審決を発行した。この審決は、ジェンに対して10,000ドル、プラノロに対して55,897.79ドル、そしてACEキャピタルに対して39,194.96ドルの返却を要求する。他の救済被告であるACEエメラルドW.持株会社に対しては、2005年4月19日に欠席判決が言い渡され、1,299.80ドルの返却が要請された。

本地方裁判所は、賠償金分配計画を承認する管轄権を保有する。被告である魯に対する判決は未定である。

### スタッフ連絡先

Christine Ryall

主任弁護士

CFTC 法務執行部

(202) 418-5318